令和８年（フ）第２７１号
香川県高松市林町1352番地１　パルガーデン中央インターⅡ　103号室、住民票上の住所岡山県倉敷市帯高177番地９
債務者　三宅　紗也果
１　決定年月日時　令和８年９月30日午前９時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第８４８号
堺市堺区中安井町１丁１番４号　ハイムラペ207号
債務者　中尾　瑠希
１　決定年月日時　令和８年９月29日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第９１８号
大阪府富田林市藤沢台一丁目１番318―204号
債務者　山口　博己
１　決定年月日時　令和８年９月29日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第９１９号
大阪府富田林市藤沢台一丁目１番318―204号
債務者　山口　初美
１　決定年月日時　令和８年９月29日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第９２０号
大阪府富田林市藤沢台一丁目１番318―204号
債務者　山口明日圭
１　決定年月日時　令和８年９月29日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第９４６号
堺市堺区香ヶ丘町４丁４番23号　ワコーハイツＡ棟101号
債務者　江口　孝子
１　決定年月日時　令和８年９月29日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第９５２号
大阪府羽曳野市軽里３丁目２番２号　ヴェルデ　東　202号
債務者　脇黒丸好美（旧姓德澤）
１　決定年月日時　令和８年９月29日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第９６号
香川県丸亀市飯山町下法軍寺1337番地２
債務者　佐野　育代
１　決定年月日時　令和８年９月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
高松地方裁判所丸亀支部

令和８年（フ）第９９号
香川県丸亀市郡家町2364番地１レオパレスプラビエ103号、前住所大阪府大阪市城東区新喜多東一丁目８番７号
債務者　中谷　優花
１　決定年月日時　令和８年９月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
高松地方裁判所丸亀支部

令和８年（フ）第１０１号
香川県善通寺市弘田町1705―８アールコフレ善通寺102号、申立時の住所・住民票上の住所香川県善通寺市中村町1444番地１
債務者　佐野　　蓮
１　決定年月日時　令和８年９月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
高松地方裁判所丸亀支部

令和８年（フ）第１１８号
香川県坂出市府中町5001番地９県営坂出府中団地１棟602号、前住所香川県綾歌郡綾川町萱原64番地７
債務者　植原　　守
１　決定年月日時　令和８年９月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
高松地方裁判所丸亀支部

令和８年（フ）第２３６号
佐賀市嘉瀬町大字荻野79番地２　三喜アパート103
債務者　畑中　康成
１　決定年月日時　令和８年９月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２９３号
佐賀県多久市北多久町大字小侍301番地56
債務者　八並　啓玄
１　決定年月日時　令和８年９月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１８１号
福島県二本松市若宮二丁目165番地７安斎アパート101号
債務者　武藤　ちよ
１　決定年月日時　令和８年９月29日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
福島地方裁判所

令和８年（フ）第１７３号
福島県いわき市錦町鳥居東64番地の１　遠藤貸家、従前の住所福島県いわき市錦町古川61番地の12
債務者　森田　彩香
１　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
福島地方裁判所いわき支部

令和８年（フ）第１８７号
福島県いわき市小島町一丁目４番地の３　メゾンサンガーデン103
債務者　佐藤　恵美
１　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
福島地方裁判所いわき支部